

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 理事会運営に関する施行細則

(理事長候補の選出)

- 第1条 理事候補選挙管理委員会が理事候補を決定した後、直ちに、新理事候補に対して、理事長候補への立候補受付を通知する。
- 2 理事長候補に立候補しようとする者は、所定の日時まで学会事務局に立候補届けを提出しなければならない。
  - 3 理事長候補に立候補しようとする者がいない場合は、理事会の場で推薦を受ける。
  - 4 選挙は無記名投票とする。候補者が1名の場合は、投票を行わずに選出することができる。
  - 5 1位者が同数票の場合、あるいは1位者が過半数の票を得られなかった場合は、上位2名にて決選投票を行う。決選投票においては、多数票獲得者を選出する。
  - 6 理事長候補の選出は、理事候補決定後前年度末までに郵便投票で行う。
  - 7 立候補者以外に投票したものは無効とする。
  - 8 理事長候補は、副理事長・常務理事・理事長推薦理事・委員会委員長等の候補を選考するために理事候補懇談会を開くことができる。
  - 9 理事長は次期理事長候補と協議の上理事長推薦理事候補を推薦し、理事会にて監事・理事の候補を決定する。
  - 10 理事会から推薦された理事候補と、社員総会で選出された理事に異同のある場合は、上記第8項までは無効となり、理事会で改めて協議する。

(選出後初回理事会の開催)

- 第2条 社員総会にて理事が選出された後の最初の理事会で、理事長・副理事長・常務理事・委員会委員長の選出を行う。
- 1) 理事長・副理事長・常務理事・委員会委員長の選出における議長は、前総務委員長が務める。
  - 2) 前総務委員長が新理事でない場合は、前理事長が議長を指名する。
  - 3) ただし、この選出に限り、議長も選出の対象となり、議決権を持つものとする。
  - 4) 理事会内選挙に関する事務は、前総務委員会委員がこれに当たる。

(副理事長の選出)

第3条 副理事長は、理事会において理事の互選により選出する。選出後、理事長は直ちに副理事長の順位を指定する。

(委員長の選出)

第4条 理事長は、副理事長・前理事長と協議の上、常務理事・委員会委員長及び担当理事を指名し、理事会で承認を得る。

(選出後初回理事会での業務報告、審議)

第5条 新理事会では、新たに選出された総務委員長の議長のもとに、理事の職務分担を決定した後、業務報告、審議等を行う。なお、業務報告、審議等の説明のために、前理事長・前副理事長・前委員会委員長が理事会に陪席することができる。

(委員会担当理事、委員の選出)

第6条 委員長は、委員及び幹事を指名し、理事会で承認を得る。

- 2 理事長は、臨時委員会の委員及び幹事を指名し、理事会で承認を得る。

第7条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. 理事候補懇談会の出席者は現理事長と、全国ならびに地方選出理事候補とし、さらに理事長候補が必要と認めた若干名とする。なお、原則として現理事長が理事候補懇談会の進行を行う。
2. 理事候補懇談会は、全国ならびに地方選出理事候補が理事会で承認されたのちに開催される最初の理事会開催日に、理事会に先立ち開かれ、理事候補者はその後開催される理事会に理事長の指示のもと陪席し、業務等の継承を円滑に行う準備をする。
3. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
4. 2013年(平成25年)6月2日 一部改定施行。
5. 2019年(令和元年)6月9日 一部改定施行。